

様式第二号の八 (第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 25日

山梨県知事

長崎 幸太郎 殿

提出者

住 所 山梨県笛吹市八代町北3360

氏 名 矢崎興業株式会社

代表取締役 矢崎 攻

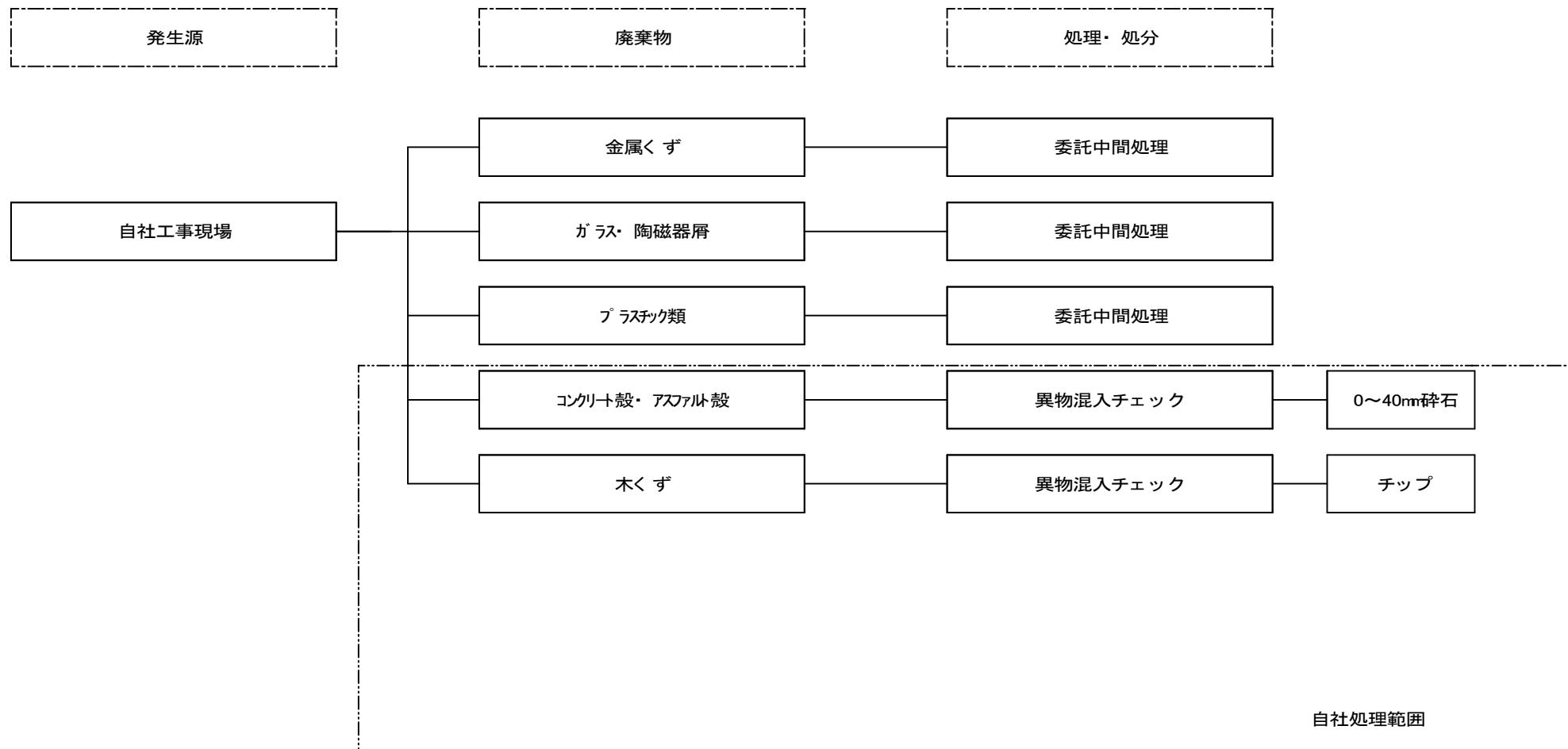
電話番号 055-265-4070

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	矢崎興業株式会社
事業場の所在地	山梨県笛吹市八代町北3360
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	一般土木業【No.0611】
② 事業の規模	1,031,187千円
③ 従業員数	38人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1参照

(日本工業規格 A列4番)

廃棄物発生フロー図



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

総括責任者(代表取締役)
 ↓
 廃棄物処理施設技術担当者(部長)
 役割:廃棄物処理計画の作成
 廃棄物処理施設の運転・維持管理の状況
 監督官庁への各種報告
 社員の教育・啓発
 その他関係する事項

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(R6 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	Co殻	As殻
	排出量	9,214 t	491 t
	産業廃棄物の種類	木くず	ガラス陶磁器
	排出量	791 t	184 t
	産業廃棄物の種類	廃プラ	金属くず
	排出量	63 t	19 t
(これまでに実施した取組)			
現場内で手作業により分別を行っている。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	Co殻	As殻
	排出量	3,500 t	450 t
	産業廃棄物の種類	木くず	ガラス陶磁器
	排出量	250 t	150 t
	産業廃棄物の種類	廃プラ	金属くず
	排出量	20 t	30 t
(今後実施する予定の取組)			
混合廃棄物として搬出せずに細かく分別を行う。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別できるものはすべて行っている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別できるものはすべて行っている。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（R6年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	Co殻	As殻	木くず	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	2,898 t	457 t	457 t	
	(これまでに実施した取組)				
当社から発生した上記の廃棄物については、現場にて分別を行い再生利用を行っている。					
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	Co殻	As殻	木くず	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	3,000 t	400 t	100 t	
	(今後実施する予定の取組)				
	これまで同様、現場にて分別作業を行い100%再生利用 できるように取り組む。				
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項					
①現状	【前年度（R6年度）実績】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t		
②計画	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	0 t		
	(これまでに実施した取組)				
	実施なし				
	【目標】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t		
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	0 t		
	(今後実施する予定の取組)				
	実施予定なし				

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（R6年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
実施なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			
実施予定なし			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（R6年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類	Co殻(6,316 t)	As殻(34 t)
	産業廃棄物の種類	木くず(333 t)	ガラス陶磁器(184 t)
	産業廃棄物の種類	廃プラ(63 t)	金属くず(19 t)
	全処理委託量	6,949 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	2,261 t	t
	再生利用業者への処理委託量	4,688 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
手作業による分別作業を行い中間処理業者へ搬出している。			

【目標】		
産業廃棄物の種類	別紙添付	
全処理委託量	t	t
優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
再生利用業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)		
マニフェスト管理はもちろん、これまで当社で行ってきた、分別作業の工程を社内に周知徹底させ、また、新しい工法があれば積極的に取り入れ、廃棄物を再生利用できるように取り組んでいく。		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

令和7年度産業廃棄物の処理計画

産業廃棄物の種類	Co殻	As殻	木くず	ガラス・陶磁器屑	廃プラスチック	金属くず	合計
排出量	3500	450	250	150	20	30	4,400
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	3000	400	100				3,500
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量							0
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量							0
自ら埋め立て処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量							0
全処理委託量	500	50	150	150	20	30	900
優良認定処理業者への処理委託量	450	40	50	150	20		710
再生利用業者への処理委託量	50	10	100	0	0	30	190
認定熱回収業者への処理委託量							0
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量							0